

# 高齢者交通費助成（タクシー助成）

町内在住の高齢者に対するタクシー利用料の一部を助成します。

「助成の対象となる方は・・・」（詳しくは役場福祉課へお問い合わせください。）

下記のいずれかに該当し、公共バスの利用が困難な理由がある方で、自動車運転免許を持っていない方（在宅生活者に限る。）。

- （1）要介護又は要支援認定を受けられている方
- （2）75歳以上の方で、同居している家族に75歳未満の者がいない方

「助成の内容は・・・」

○自己負担額

- ①メーター額が2,000円までの時は1/2の額
- ②メーター額が2,000円から6,000円の時、1,000円
- ③メーター額が6,000円を超えた時は（メーター額 - 5,000円）

○助成額の上限は、1枚当たり5,000円です。

\*メーター額（割引適用がある場合は、適用後の額とします。）

〔自己負担イメージ〕

乗客負担 5割 280円～1,000円	乗客負担 1,000円	乗客負担 1,000円～
町助成額 5割 280円～1,000円	町助成額 1,000円～ 5,000円	町助成額 5,000円
メーター額 2,000円未満	メーター額 2,000円以上 6,000円未満	メーター額 6,000円以上

「申込手続きの方法は・・・」

○備付けの申請書を提出いただき、役場内で審査した後に、認定証と助成券を発行します。

○助成券は1人につき1ヶ月当たり4枚を発行します。

（4月～3月の場合：12ヶ月×4枚＝48枚）

○問い合わせ先：役場福祉課（電話43-3506）